

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
真庭市	神代地区	令和2年3月19日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4. 6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4. 6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11. 8ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化や担い手不足等の状況は進んでいるが、現在は中山間直払制度により農地が守られている。今後は農地中間管理事業を活用し、担い手や営農組合を中心に農地を引き受けていく。作業効率を上げて低コスト化を図り、また、高付加価値を付けた販売を目指し収益の向上に努める。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

神代地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体と基本構想水準到達者3経営体、1企業が担うほか、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

別添のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

R2.3月現在、貸付け等の意向が確認された農地は、92筆、118,890m²となっている。

農地中間管理機構の活用方針

神代地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で當農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、耕作条件改善事業を活用し、暗渠排水の整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

米等の土地利用型作物を主力に生産。将来的にはブランド米の生産も視野に入れている。

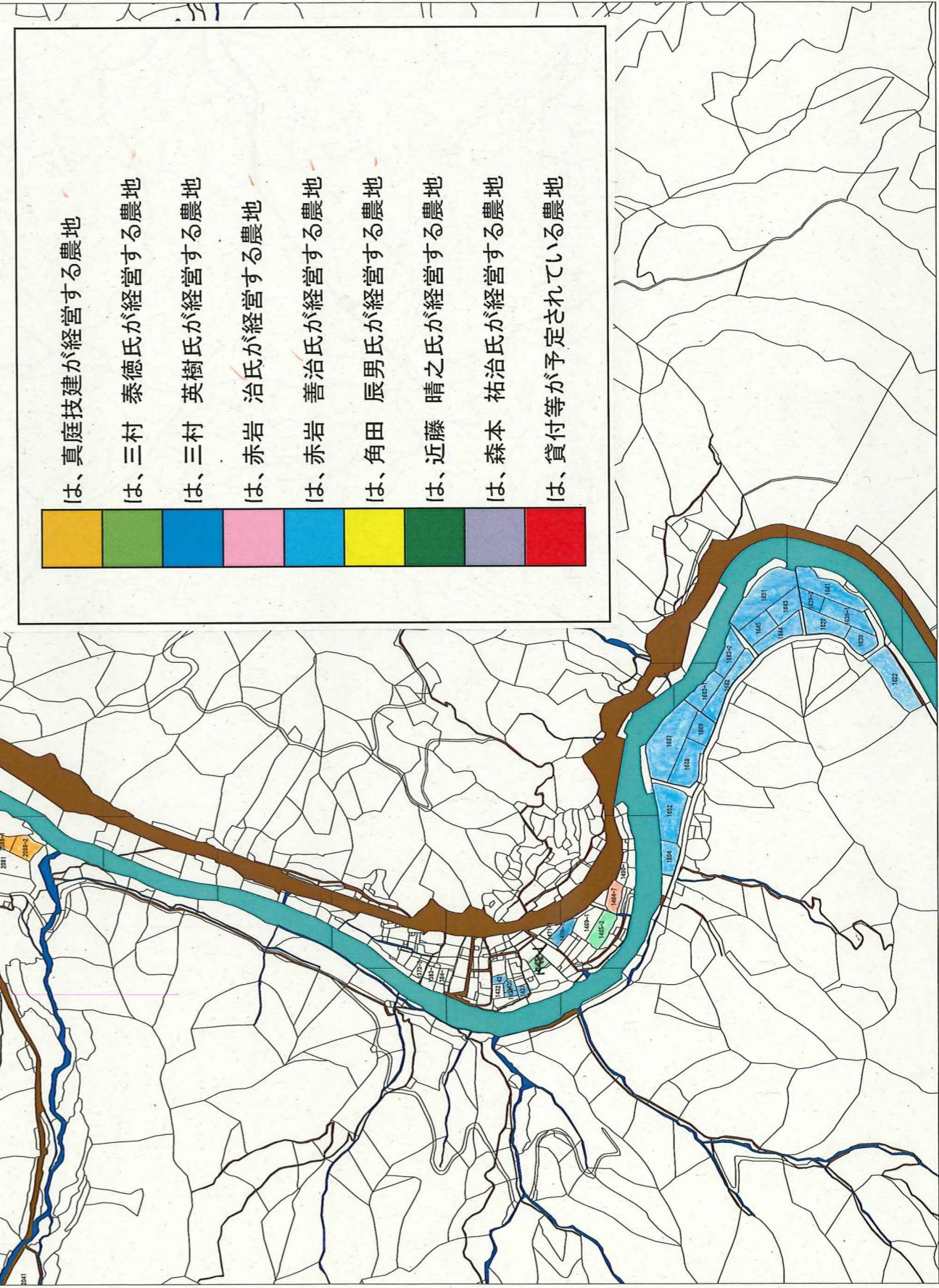
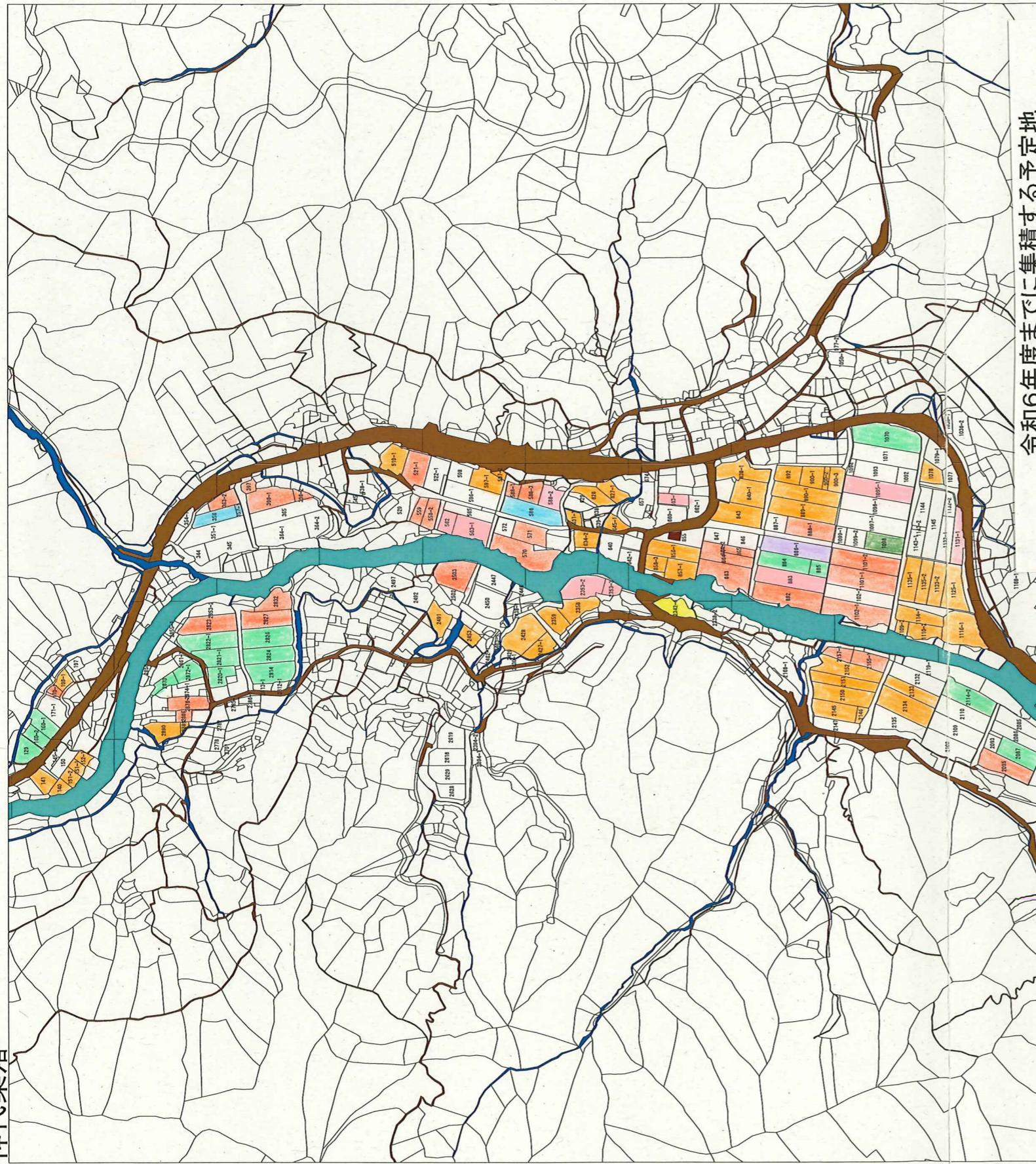
鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による猿害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に積極的に取り組んでおり、将来的に市のモデル地区となる可能性もある。

災害対策への取組方針

水害等の被害防止のため、農道、水路の管理、整備などに取り組む。

真庭市 中山間地域等直接支払 集落協定図
神代集落



縮尺：1/7200